

国産飼料増産対策事業実施に係る運用について（平成 18 年年 4 月 19 日付け 18 生畜第 101 号農林水産省畜産部畜産振興課課長通知）
 一部改正新旧対照表 （下線部分は改正部分）

新	旧
<p>国産飼料増産対策事業実施に係る運用について</p>	<p>国産<u>粗</u>飼料増産対策事業実施に係る運用について</p>
<p>国産飼料増産対策事業実施に当たっては、国産飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））、国産飼料増産対策事業費補助金等交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4389 号農林水産事務次官依命通知（以下「交付要綱」という。））、国産飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知（以下「実施要領」という。））に定めるもののほか、この運用通知に定めるところによるものとする。</p> <p>第 1 事業内容について</p> <p>1 飼料生産組織機能高度化</p> <p>(1) 本運用において、飼料生産組織の機能高度化のための取組については、以下の略称で示すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料生産組織機能高度化推進（略称：高度化推進） ・ 飼料生産作業の集積による飼料生産機能高度化（略称：作業集積） ・ 自給飼料生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化（略称：飼料供給） ・ 地域の粗飼料生産基盤を最大限に活用するための草地コンサルタント機能の高度化（略称：コンサル） ・ 他の飼料生産組織との連携による機能の高度化（略称：組織 	<p>国産<u>粗</u>飼料増産対策事業実施に当たっては、国産<u>粗</u>飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））、国産<u>粗</u>飼料増産対策事業費補助金等交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4389 号農林水産事務次官依命通知（以下「交付要綱」という。））、国産<u>粗</u>飼料増産対策事業実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4390 号農林水産省生産局長通知（以下「実施要領」という。））に定めるもののほか、この運用通知に定めるところによるものとする。</p> <p>第 1 事業内容について</p> <p>1 飼料生産組織機能高度化</p> <p>(1) <u>実施要綱別表の区分の 1 の事業内容における助成対象及び助成範囲は「別表」のとおりとする。また、本運用において、飼料生産組織の機能高度化のための取組については、以下の略称で示すものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料生産組織機能高度化推進（略称：高度化推進） ・ 飼料生産作業の集積による飼料生産機能高度化（略称：作業集積） ・ 自給飼料生産が困難な地域への飼料供給機能の高度化（略称：飼料供給） ・ 地域の粗飼料生産基盤を最大限に活用するための草地コンサ

連携)

(2) 本事業の助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、「作業集積」及び「供給機能」の取組にかかる生産資材のうち、

- ・ 助成対象以外の作業で利用したもの
- ・ 事業実施年度内に使用できなかったもの

がある場合には、作業日誌や物品受け払い簿等により助成対象経費と助成対象外経費が按分等の方式により明確に区分できる場合のみ当該生産資材を助成の対象とする。(費用の按分等を行う場合は、按分の計算がわかる資料を整理すること。)

2 高栄養粗飼料作物増産対策

【削る。】

ルタント機能の高度化(略称:コンサル)

- ・ 他の飼料生産組織との連携による機能の高度化(略称:組織連携)

(2) 本事業の助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、「作業集積」及び「供給機能」の取組にかかる農業用資材のうち、

- ・ 業務の一連の作業に助成対象以外の作業が含まれるもの
- ・ 事業実施年度内に使用できなかった在庫が発生するもの

については、作業日誌や受け払い簿等により助成対象経費と助成対象外経費が按分等の方式により明確に区分できる場合のみ助成の対象とする。(費用の按分等を行う場合は、按分の計算がわかる資料を整理すること。)

2 高栄養粗飼料作物増産対策

(1) 実施要領第2の2に定める「高栄養粗飼料」の範囲は以下のとおりとする。

① 高エネルギー飼料作物

都道府県が栽培の奨励等を行っている長大作物の青刈りとうもろこし、ソルゴー(ソルゴー型、子実型及び兼用型)及び飼料用さとうきび。なお、スーダン型ソルゴー、スーダングラス及び飼料用ムギは含まない。

② 高タンパク質マメ科牧草

都道府県が栽培の奨励等を行っている永年生マメ科牧草のア

(1) 実施要領別紙2の第1の2の(2)及び(3)に関連する作業のうち、以下の作業については受託でなくてよい。

【削る。】

① 高エネルギー飼料作物収穫作業
ラッピング作業、運搬作業又はサイロへの積み込み作業

② 高エネルギー飼料作物調製・供給作業
収穫作業、ほ場からTMRセンター施設まで及びTMRセンター施設から農家までの運搬作業。

ルファルファ、シロクロバ、アカクロバ及びガレガ。

(2) 実施要領第3の2の(2)に定める「対象作業」の範囲は以下のとおりとする。ただし、各作業の範囲の一部が実施できなかった場合であって、その要因が自然災害等やむを得ない事情によるものと地方農政局生産部長等が認める場合を除き、以下の各作業の範囲のうち一部のみしか実施しない場合は助成対象としない。

① 高エネルギー飼料作物作付作業

前年度に比して拡大した高エネルギー飼料作物の作付に係る作業であって、耕起、砕土、整地及び播種の一連の作業（不耕起播種作業も含む。）。

② 高エネルギー飼料作物収穫作業

前年度に比して拡大した高エネルギー飼料作物の刈取りから細断、梱包まで、又は刈取りから細断、積み込み（運搬機への積み込み等）までの一連の作業（同年度内に、同一の高エネルギー飼料作物について、作付作業を実施せずに2回以上の収穫作業を実施する場合は、1回分の受託作業面積のみを助成対象とするものとする。）。 ただし、ラッピング、運搬又はサイロへの積み込み作業は、受託作業でなくてもよい。

③ 高エネルギー飼料作物調製・供給作業

前年度に比して拡大した高エネルギー飼料作物の収穫作業、TMR調製作業及び管理作業（収穫から調製、保管、供給までの間の数量及び作業工程の管理等）の一連の作業。 ただし、高エネルギー飼料作物の収穫、ほ場からTMRセンター施設までの運搬作業及びTMRセンター施設から農家までの供給作業

【削る。】

【削る。】

(2) 助成額の算出

助成額の算出は以下の方法により行う。なお、合計面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てることとする。

助成額（千円）＝ Σ （前年度に比べ拡大した各作業ごとの実績の合計面積（ha）×各作業ごとの助成単価）

(3) 助成対象

実施要領別紙2の第1の2に定める「助成対象」の受託作業は、採択された年度中に作業を完了させることとする。ただし、「高エネルギー飼料作物調製・供給作業」については、採択年度に収穫した高エネルギー飼料作物を原料としたTMRの供給先及び供給期間など具体的な計画が定められており、当該計画を実行する誓約書が提出される等、収穫した飼料作物が確実に供給されることが担保されている場合には、収穫作業が終了した年度に助成することができるものとする。

また、「高エネルギー飼料作物調製・供給作業」については、

は受託作業でなくてもよい。

④ 高タンパク質マメ科牧草追播作業

永年草地（採草地、放牧地）における永年性マメ科牧草の追播作業。ただし、過去3年以内に本事業でマメ科牧草の追播種を行った草地及び他の事業で草地の造成・整備等が行われた草地は補助対象としない。

(3) 助成対象期間

補助対象期間は、採択後1年以内とする。

(4) 助成額の算出

助成額の算出は以下の方法により行う。なお、合計面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てることとする。

助成額（千円）＝ Σ （前年度に比べ拡大した各作業ごとの実績の合計面積（ha）×各作業ごとの助成単価）

また、高エネルギー飼料作物の二期作を行う場合は、新たに二期作を行う面積を実績とする。

(5) 助成対象

実施要領第3の2の(3)に定める「助成対象」の受託作業の実施年度は、各作業の最終の作業が完結した年度とする。ただし、「高エネルギー飼料作物調製・供給作業」については、収穫した高エネルギー飼料作物をTMRに調製し供給する具体的な計画が定められており、当該計画を実行する誓約書が提出される等、収穫した飼料作物が確実に供給されることが担保されている場合には、収穫作業が終了した年度に助成することができるものとする。

前年度に比して拡大した高エネルギー飼料作物の収穫作業面積に対する調製・供給作業とする。

(4) 前年度の受託作業面積

前年度の受託作業面積については、事業実施主体が過去に本事業による助成を受けている場合、事業初年度から前年度までの受託作業面積のうち、最も大きな値とする。

3 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

(1) 実施要領別紙3の第2の1の放牧利用推進計画の策定にあつては、以下のとおりとする。

① 肉用牛放牧

ア 新たに放牧に取り組む場合には、基準年の放牧頭数を0として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。

イ 放牧の規模拡大を行う場合には、基準年度を事業実施初年度の前年度として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。

② 放牧酪農

ア 基準年度を事業実施初年度の前年度として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。なお、事業を継続して実施する場合には、事業実施初年度の前年度を基準年とするものとする。

イ 放牧酪農にあつては、事業実施年度の計画が事業実施要領別紙3第2の(2)を満たしているものとする。

(2) 実施要領別紙3の第2の2の(3)取組にあつては、放牧の実施期間中にいずれかの取組を行うものとする。

(3) 実施要領別紙3の第2の2の(4)の地域内一貫体制の構築については、以下のとおりとする。

① 地域一貫体制の構築にあつては、都道府県、市町村、関係

3 地域づくり放牧推進

(1) 繁殖雌牛放牧

① 地域放牧利用推進の補助対象の範囲は以下のとおりとする。

ア 放牧技術の習得等に必要な推進対策

専門家による技術指導、先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催等の経費

イ 理解醸成等に必要な推進対策

放牧に対する地域住民を対象にした理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費

ウ 放牧実施に必要な推進対策

放牧を実施するに当たり必要となる牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費

エ その他放牧の推進に必要な経費

② 繁殖雌牛導入

ア 補助対象の範囲は、繁殖雌牛の購入費用及び導入経費（市場

団体、繁殖農家、肥育農家等と連携して推進体制の構築に努めるものとする。

② 地域内一貫体制の範囲は、都道府県内をその範囲とする。

③ 地域内一貫体制とは、生産された子牛等を地域内で肥育・保留を行う計画を策定し、地域内一貫体制に向けた取組を行うものとする。

(4) 実施要綱別紙3の第2の4の放牧牛（繁殖雌牛）導入にあつては、同項に規定するほか、以下のとおりとする。

放牧牛（繁殖雌牛）の導入にあつては、耐用年数以内のものとする。

(5) 実施要領別紙3の第2の4の(1)の⑤については、次の事業による繁殖雌牛の導入、保留、増頭及びその他の補助金の交付を受けていないこと。

① 東日本大震災農業生産対策交付金のうち家畜改良体制再構築支援（高能力種畜の導入支援）

② 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業のうち公共牧場活用生産基盤強化支援事業（肉用繁殖雌牛の導入）

③ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

④ 原子力被災12市町村農業者支援事業

⑤ 肉用牛経営安定対策補完事業のうち、

ア 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業のうち中核的担い手育成増頭推進

イ 肉用牛流通促進対策事業のうち肉用子牛安定供給対策

ウ 災害緊急支援対策事業

(6) 実施要領別紙3の第2の5の放牧地の簡易整備については、裸地化、強害雑草の混入又は病虫害の発生の部分について、事業実施主体の他、第三者等の判断により、その割合が3割を占める放牧地を対象とすることができるものとする。

手数料、運搬経費等)とする。

なお、繁殖雌牛導入の実施に当たっては、地域放牧利用推進の実施を必須とし、以下の全ての条件を満たすものとする。

(ア) 繁殖の用に供する肉専用種又は交雑種の雌牛であること。

ただし導入価格については、次に掲げるとおりとする。

i 家畜市場から購入する場合には、家畜市場の平均価格と比較して同水準であること。

ii 家畜商を介して購入する場合又は自家保留牛を対象とする場合には、品種・血統・月齢・体重等の条件から、市場価格と比較して同水準であること。

(イ) 推進計画において、以下の全てを満たしている計画であること。

i 導入する雌牛は、3年以上放牧利用すること。

ii 導入する雌牛は、地域の標準的な条件等からみて適切な放牧日数となっていること。

iii 放牧面積に比して適切な導入頭数であると認められること。

(ウ) 舎飼の更新牛ではないこと。

(エ) 事業実施主体の所有であること。

ただし、放牧実施者への貸付又は管理委託することができるものとする。

この場合において、事業実施主体は、導入牛の貸付又は管理委託に係る規程を整備するものとし、かつ、借受者又は管理受託者との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。

- (オ) 推進計画に基づく放牧期間が終了した後においても、耐用年数期間内においては、引き続き放牧を継続するなど、善良な管理をもって、事業目的に沿った利用を行うこと。
- (カ) 国及び独立行政法人農畜産業振興機構から、次の事業による繁殖雌牛の導入、保留、増頭及びその他の補助金の交付を受けていないこと。
- a 東日本大震災農業生産対策交付金のうち家畜改良体制再構築支援（高能力種畜の導入支援）
- b 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業のうち公共牧場活用生産基盤強化支援事業及び日本型放牧モデル普及推進事業（肉用繁殖雌牛の導入）
- c 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における家畜の導入
- d 原子力被災12市町村農業者支援事業における家畜の導入
- e 肉用牛経営安定対策補完事業のうち、
- (a) 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業のうち中核的担い手育成増頭推進
- (b) 肉用牛流通促進対策事業のうち肉用子牛安定供給対策
- (c) 災害緊急支援対策事業のうち繁殖の用に供する雌牛の導入支援
- イ 事故等による損害賠償等
- (ア) 導入した繁殖雌牛に盗難、失踪、死亡その他重大な事故が生じた場合には、事業実施主体は、遅滞なく、その旨を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告し、

指示を受けるものとする。

(イ) 貸付又は管理委託により放牧を実施する場合には、貸付期間中又は管理委託期間中に対象家畜が事故等にあった場合の責任の所在、処理方法等について、契約書に規定するか、又は契約の締結時に明確にしておくものとする。

(ウ) 導入家畜の事故についての損害賠償の有無の判断は、通常の放牧管理（冬期の舎飼管理を含む。）をその判断基準とするものとする。

(エ) 事業実施主体は、放牧実施者から損害賠償があった場合には、当該損害賠償金額のうち交付金に相当する額を地方農政局長等へ返還するものとする。

(オ) 事業実施主体は、事故発生後においても、代替牛を導入するなどして推進計画に基づく放牧の取組に努めるものとする。

③ 簡易施設整備の助成対象の範囲は以下のとおりとする。

なお、簡易施設整備の実施に当たっては、地域放牧利用推進の実施を必須とする。

ア 隔障物等の整備

電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む）、移動式スタンション等

イ 放牧衛生費

アブ誘引設備（アブトラップ）等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用

ウ 簡易整備資材費

簡易牛舎用の資材購入等に係る費用

エ その他放牧に必要な簡易施設の整備費

(2) 放牧酪農

① 地域放牧利用推進の助成対象の範囲は以下のとおりとする。

ア 放牧技術の習得等に必要な推進対策

専門家による現地指導、先進地視察、放牧技術者の育成、研修会の開催及び普及啓発資料の作成等の経費

イ モデル放牧の実施に必要な推進対策

放牧酪農モデル実証農家の取組を開始するのに必要となる事前検討会の開催経費、草種等の改善・乳質検査経費、放牧牛の疾病・害虫に対する未然防止策等の検討に必要な経費及び実証後の評価や地域への普及活動等の経費

ウ その他放牧酪農技術の向上に必要な経費

② 簡易施設整備の助成対象の範囲は、モデル実証に必要なものであって、以下のとおりとする。

なお、簡易施設整備の実施に当たっては、地域放牧利用推進の実施を必須とする。

ア 隔障物等の整備

電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む）、移動式スタンション等に係る経費

イ 放牧衛生費

アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用

ウ その他放牧酪農モデルの実証に必要な簡易施設の整備

4 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）

(1) 実施要領別紙4の第3の1の推進体制については、本事業の円滑な推進体制を構築するため、関係機関等と連携した推進体制の

構築に努め推進すること。

(2) 実施要領別紙4の第3の2の国産濃厚飼料生産利用推進計画の策定にあつては、以下のとおりとする。

① 国産濃厚飼料の増産を行う場合には、基準年度を事業実施年度の前年度として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とするものとする。

② 新たに国産濃厚飼料の生産に取り組む場合には、基準年の作付面積を0として、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度として、目標年度の作付面積が北海道においては1ha以上、都府県においては0.5ha以上の作付面積とすることとする。

③ 基準年以前の作付における課題解決のための、新たな作付方法等の実証等を行う場合には、目標年度までに行う計画であることとする。

(3) 実施要領別紙4の第3の4の取組については、本補助金の使用の有無を問わず実施することを必須とする。

(4) 実施要領別紙4の第3の5の生産・利用技術体系構築等の実施にあつては、次のとおりとする。

本実証については、実証に必要な面積の根拠等を確実に確認することにより、本実証に必要な最小限度の補助等を行うこととする。

5 その他

(1) 所属団体による支援

本事業を実施するに当たつて、1から4の事業実施主体が所属する農業協同組合、農業協同組合連合会等の団体（以下、「所属団体」という。）は、事業実施主体が行う事業実施手続及び実績報告等の取りまとめ及び必要な書類の整備等について、事業実施主体に代わって行う（又は補助する）ことができるものとする。

4 その他

(1) 所属団体による支援

本事業を実施するにあたつて、1から3の事業実施主体が所属する農業協同組合、農業協同組合連合会等の団体（以下、「所属団体」という。）は、事業実施主体が行う実施要領第4及び第5に掲げる報告等の取りまとめ及び必要な書類の整備等について、事業実施主体に代わって行う（又は補助する）ことができるものとする。

【削る。】

第2 事業実績報告

事業実績報告にあたっての手續は、実施要綱、交付要綱、実施要領に定める他、次に定めるとおりとする。

【削る。】

【削る。】

(2) 活動実績の期間

実施要領第3の1の(1)の⑩に規定する「原則として、直近3年以上の活動実績があること」については、飼料生産組織の活動期間に加え、畜産経営を支援する事業（酪農ヘルパー、人工授精師等）での活動期間を含めることができるものとする。

第2 事業実施の手續及び報告

事業実施にあたっての手續は、実施要綱、交付要綱、実施要領に定める他、次に定めるとおりとする。

1 事業実施の手續

(1) 事業実施主体（所属団体を含む。以下同じ。）は、実施要領第4の1に定める事業実施計画書（実施要領別紙様式第1号）に交付金振込口座の通帳の写し（名義人、口座番号等の判明する部分のみ）を添付し、地方農政局長等に提出（所属団体が存在する場合は所属団体を経由して地方農政局長等に提出。以下同じ。）する。

(2) 事業実施主体は、地方農政局長等から事業実施計画の承認（実施要領別紙様式第2号）を受けた後（又は（1）の事業実施計画書の提出後）、速やかに交付申請書（交付要綱別記様式1号）を地方農政局長等に提出し、交付の決定を受けるものとする。

なお、本事業については、事業実施計画の承認を受けた月から行われる取組について助成の対象とする。

2 事業実績報告等

(1) 事業実施主体は、12月末までの補助事業の遂行状況について、翌月（1月）末までに遂行状況報告書（交付要綱別記様式第4号）を地方農政局長等に提出しなければならない。

1 事業実施主体は、事業実績報告書（交付要綱別記様式第6号）を地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）長に提出する際、各取組にかかる経費の根拠となる支払区分ごとの内訳を記載した資料（総括表、一覧表等）及び根拠資料（受領書の写し、帳簿の写し等）を添付するものとする。なお、「作業集積」は取組面積（事業実施年度における作業集積の増加分がわかるもの）、「飼料供給」は供給量（事業実施年度における飼料供給の増加分がわかるもの）の総括表も添付すること。）

2 飼料生産機能高度化及び高栄養粗飼料増産対策に取り組む事業実施主体は、作業を行うほ場の面積を土地登記簿、農地基本台帳、過去に行われたほ場整備事業による実測結果、経営所得安定対策の営農計画書等の公的な資料等により確認するものとする。

3 地方農政局は、必要に応じて事業の実施状況の確認を行うものとする。なお、確認の方法については、以下の資料により行うことから、事業実施主体は、これらの資料を整備し、地方農政局等の求めに応じ、即座に対応できる体制を整備することとする。

(1) 飼料生産組織機能高度化

助成対象経費に対する領収書（内訳を含む）を取得・保管していること及び事業に係る経費が他の経費と区分経理されていることを確認。この他、各取組については、以下により確認。

ただし、当該年度の事業が終了し、1月末までに（2）の実績報告書を提出した場合、本報告書の提出は必要としない。

(2) 事業実施主体は、事業終了後1ヶ月以内、又は翌年度の4月5日のいずれか早い方の日までに、事業実績報告書（交付要綱別記様式第5号及び事業実施要領別紙様式第4号）を地方農政局長等に提出するものとする。

その際、各取組にかかる経費の根拠となる支払区分ごとの内訳を記載した資料（総括表、一覧表等）及び根拠資料（受領書の写し、帳簿の写し等）を添付するものとする。なお、「作業集積」は取組面積（事業実施年度における作業集積の増加分がわかるもの）、「飼料供給」は供給量（事業実施年度における飼料供給の増加分がわかるもの）の総括表も添付すること。）

(3) 事業実施主体は、第1の1の（1）及び2の事業については、事業実施主体が行う事業内容を確認するための書類として、土地登記簿、農地基本台帳、過去に行われたほ場整備事業による実測結果、経営所得安定対策の営農計画書等の公的な資料等により受託面積を確認するものとする。

(4) 地方農政局等は、必要に応じて事業の実施状況の確認を行うものとする。なお、確認の方法については、以下の資料により行うことから、事業実施主体は、これらの資料を整備し、地方農政局等の求めに応じ、即座に対応できる体制を整備することとする。

① 飼料生産組織機能高度化

助成対象経費に対する領収書（内訳を含む）を取得・保管していること及び事業に係る経費が他の経費と区分経理されていることを確認。この他、各取組については、以下により確認。

① 高度化推進

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

② 飼料生産組織の機能高度化のための取組

ア 作業集積

- ・ 前年度と本年度の取組面積が確認できる書類（作業日誌、作業受委託契約書、受払伝票等）により、拡大した面積を確認。
- ・ 作業日誌、農作業用資材の受払簿等により、作業集積面積（拡大分）に要した農作業用資材の量を確認。
- ・ 作業日誌等により、農作業機械のレンタル期間と助成対象作業期間の整合性を確認。

イ 供給機能

- ・ 前年度と本年度の国産流通粗飼料の供給量が確認できる書類（作業日誌、受払伝票等）により、拡大した国産流通粗飼料の量を確認。
- ・ 作業日誌、受払簿等により、作業集積面積（拡大分）に要した農作業用資材の量を確認。
- ・ 作業日誌等により、農作業機械のレンタル期間と助成対象作業期間の整合性を確認。

ウ コンサル

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

エ 組織連携

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

(2) 高栄養粗飼料増産対策

ア 高度化推進

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

イ 飼料生産組織の機能高度化のための取組

(ア) 作業集積

- ・ 前年度と本年度の取組面積が確認できる書類（作業日誌、作業受委託契約書、受払伝票等）により、拡大した面積を確認。
- ・ 作業日誌、農作業用資材の受払簿等により、作業集積面積（拡大分）に要した農作業用資材の量を確認。
- ・ 作業日誌等により、農作業機械のレンタル期間と助成対象作業期間の整合性を確認。

(イ) 供給機能

- ・ 前年度と本年度の国産流通粗飼料の供給量が確認できる書類（作業日誌、受払伝票等）により、拡大した国産流通粗飼料の量を確認。
- ・ 作業日誌、受払簿等により、作業集積面積（拡大分）に要した農作業用資材の量を確認。
- ・ 作業日誌等により、農作業機械のレンタル期間と助成対象作業期間の整合性を確認。

(ウ) コンサル

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

(エ) 組織連携

- ・ 実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。

② 高栄養粗飼料増産対策

- ① 高エネルギー飼料作物作付け作業及び高エネルギー飼料作物収穫作業は、前年度と本年度の作業受委託契約書、作業日誌、受託作業料金の請求書・受領書等及び受払い伝票等により拡大した面積を確認。
- ② 高エネルギー飼料作物調製・供給作業は、前年度と本年度の作業受委託契約書、作業管理簿等により面積及び収量の確認を行うとともに、飼料分析に基づいた飼料設計書、TMRの飼料分析結果に係る書類、TMRの調製状況を確認できる日誌及びTMR製品の供給受払い状況の分かる帳簿等により、TMRの調製・供給を拡大した面積を確認。
- ③ 高タンパク質マメ科牧草追播作業は、本年度に実施した作業受委託契約書、作業日誌、受託作業料金の請求書、受領書等並びに受払い伝票等及びマメ科牧草等の購入伝票等により面積を確認。

(3) 肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

① 放牧利用推進計画に基づいた放牧の取組の確認

- ・ 放牧面積については、農地基本台帳などとの突合を行うことにより確認。
- ・ 放牧頭数については、放牧牛管理台帳などにより確認。
- ・ 放牧戸数及び放牧日数等については、放牧日誌等により確認。
- ・ 放牧の実態について、写真等により放牧されていることを確認。

② 補助金の支出明細等の確認

- ・ 事業に係る経費については、他の経費と区分経理されていることを確認。
- ・ 事業に係る支出明細が作成されていること、支出の内容が実績報告書の内容と合致していることを確認。

- ア 高エネルギー飼料作物作付け作業及び、高エネルギー飼料作物収穫作業は、前年度と本年度の作業受委託契約書、作業日誌、受託作業料金の請求書・受領書等及び受払い伝票等により拡大した面積を確認。
- イ 高エネルギー飼料作物調製・供給作業は、前年度と本年度の作業受委託契約書、作業管理簿等により面積及び収量の確認を行うとともに、飼料分析に基づいた飼料設計書、TMRの飼料分析結果に係る書類、TMRの調製状況を確認できる日誌及びTMR製品の供給受払い状況の分かる帳簿等により、TMRの調製・供給を拡大した面積を確認。
- ウ 高タンパク質マメ科牧草追播作業は、本年度に実施した作業受委託契約書、作業日誌、受託作業料金の請求書、受領書等並びに受払い伝票等及びマメ科牧草等の購入伝票等により面積を確認。

③ 地域づくり放牧推進

ア 繁殖雌牛放牧

(ア) 推進計画に基づいた放牧の取組の確認

- ・ 放牧面積については、農地基本台帳などとの突合を行うことにより確認。
- ・ 放牧頭数については、放牧牛管理台帳などにより確認。
- ・ 放牧日数については、日誌等により確認。

(イ) 交付金の支出明細等の確認

- ・ 事業に係る経費については、他の経費と区分経理されていることを確認。
- ・ 事業に係る支出明細が作成されていること、支出の内容

③ 放牧の取組内容の地域への波及及び周辺地域への波及

- ・ 取組を行った際に作成した会議議事録、パンフレット、現地研修会資料、機関誌等への投稿資料等により確認。

④ 地域内一貫体制の構築を図るための取組

- ・ 地域内一貫体制の構築を図るための取組計画に対する実績等において取組内容を確認。

⑤ 事業実施状況の確認。

- ・ 放牧利用推進については、実施内容ごとに実施状況が整理されていることを確認。
- ・ 放牧牛（繁殖雌牛）導入については、管理台帳、管理規定が整備されていることを確認。
- ・ 放牧条件整備については、台帳等により整理した品目が整理されていること、整備に要する価格の適正性を確認。

が実績報告書の内容と合致していることを確認。

(ウ) 事業実施状況の確認

- ・ 地域放牧利用推進については、実施内容ごとの実施状況が整理されていることを確認。
- ・ 繁殖雌牛導入については、評価基準、管理台帳、その他の規定が整備されていることを確認。併せて、導入価格の適正性をチェックするとともに、必要に応じて現地確認。
- ・ 簡易施設整備については、台帳等により整理した品目が整理されていることを確認。整備価格の適正性をチェックするとともに、必要に応じて現地確認。

イ 放牧酪農

(ア) 推進計画に基づいた放牧の取組の確認

- ・ モデル実証農家が実施要件を満たしていることを確認。
- ・ 放牧面積については、農地基本台帳などとの突合を行うことにより確認。
- ・ 放牧頭数については、放牧牛管理台帳などにより確認。

(イ) 交付金の支出明細等の確認

アの(イ)に同じ

(ウ) 事業実施状況の確認

- ・ 地域放牧利用推進については、実施内容ごとの実施状況が整理されていることを確認。
- ・ 簡易施設整備については、台帳等により整理した品目が整理されていることを確認。導入価格の適正性をチェックするとともに、必要に応じて現地確認。

(4) 国産濃厚飼料生産利用推進（生産・利用体制構築）

① 国産濃厚飼料生産利用推進計画に基づいた国産濃厚飼料生産利用の取組の確認

- ・ 作付面積については、農地基本台帳等との突合により確認。
- ・ 単収については、収穫台帳、販売伝票、トラックスケール等より収穫量を確認。
- ・ 生産コストについては、購入伝票、資産台帳、作付台帳等により確認。
- ・ 国産濃厚飼料生産利用技術の実証については、実証実施設計書、実証成果集、実証時の写真等により確認。

② 補助金の支出明細等の確認

- ・ 事業に係る経費については、他の経費と区分経理されていることを確認。
- ・ 事業に係る支出明細が作成されていること、支出の内容が実績報告書の内容と合致していることを確認。

③ 国産濃厚飼料生産利用推進の取組内容の地域への波及及び周辺地域への波及

- ・ 取組を行った際に作成した会議議事録、パンフレット、現地研修会資料、機関誌等への投稿資料等により確認。

(5) 事業実施計画の変更は、原則として事業実績報告書の提出後は認めない。

(5) 実施要領第4の4の事業実施計画の変更（実施要領別紙様式第3号）は、原則として事業実績報告書の提出後は認めない。

第3 優先採択

【削る。】

実施要領別紙3の第7については、新たに肉用牛放牧又は放牧酪農に取組事業実施主体に対し優先配分を行うこととし、基準年に対し、目標年の達成度合いが高い順に配分することとする。

第4 自然災害等の発生時における取扱い

自然災害等により事業の要件を満たすことができなかった場合については、以下の全ての条件を満たし、かつ、事業実施主体が地方農政局を通じて農林水産省生産局畜産部飼料課長（以下、「飼料課長」という。）に個別に協議し、やむを得ないと判断された場合は、要件を満たす取組が行われたものとみなして取り扱う。

- 1 自然災害等によるものであることが客観的な書類で確認できること。
- 2 当該自然災害等の発生以前においては、要件を満たす取組が行われていたことが確認できること。

【削る。】

第3 助成

1 実施要領第3の2の(3)の①に定める「前年度の受託作業面積」については、事業実施主体が過去に本事業による助成を受けている場合、事業初年度から前年度までの受託作業面積のうち、最も大きな値とする。

2 国は、本事業の実施に当たって、実施要領第6に定める優先採択を実施した上で、なお、実施要綱第5に定める予算の範囲内での執行が困難となる場合には、交付率等の調整を行うことがある。

第4 自然災害等の発生時における取扱い

自然災害等により**本**事業の要件を満たすことができなかった場合については、以下の全ての条件を満たし、かつ、事業実施主体が地方農政局**等**を通じて農林水産省生産局畜産部飼料課長（以下、「飼料課長」という。）に個別に協議し、やむを得ないと判断された場合は、**事業**要件を満たす取組が行われたものとみなして取り扱う。

- 1 自然災害等によるものであることが客観的な書類で確認できること。
- 2 当該自然災害等の発生以前においては、**事業**要件を満たす取組が行われていたことが確認できること。

第5 その他

飼料課長、地方農政局長**等**は、予算の適正かつ円滑な執行及び事業効果の検証等の観点から必要と認める場合には、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めるものとする。

【削る。】

別表（第1の1の（1）関係）

助成対象の範囲

事業内容	助成対象	助成範囲	交付率等
高度化推進	協議会及び研修会の開催に要する経費	協議会、研修会等の開催に必要な会場借料、講師謝金、講師旅費、資料印刷費、資料作成費(人件費)、通信運搬費、消耗品費	定額
	先進地域等の調査に要する経費	先進事例の調査に必要な調査員の調査旅費、調査謝金、車両(マイクロバス等)借上料	
作業集積	農業用資材の購入に要する経費	作業集積した面積の作業に必要ななかかり増しの農業用生産資材費(種子(改良品種に限る)、肥料、堆肥、土壌改良材、農薬、被覆シート、燃料等)	1/2以内
	農業機械のレンタルに要する経費	飼料作物の生産・調整作業の集積に必要な農業機械のレンタル経費	
飼料供給	農業用資材の購入に要する経費	国産流通粗飼料の調製・供給に必要ななかかり増しの農業生産資材費(梱包用資材費(ペールネット、ラップフィルム等)、一次保管用資材費(スノコ、防鳥ネット等)等)	1/2以内
	農業機械のレンタルに要する経費	国産流通粗飼料の調製・供給に必要な農業機械のレンタル経費	
コンサル	土壌の分析、植生の調査、飼料成分の分析、飼料の嗜好性調査、畜産物への影響調査等に要する経費	各種調査・分析等に必要調査旅費、分析費(外部委託を含む)、消耗品費、通信運搬費、材料費(畜産物損耗費等)	定額
	技能習得研修の受講に要する経費	研修を受講するために必要な研修生の旅費及び講師謝金	
組織連携	技能伝承研修の受講に要する経費	研修を受講するために必要な研修生の旅費及び講師謝金	定額
	連携システムの構築に要する経費	連携システムを構築するために必要な資材費(パソコン、ソフト、ネットワーク環境、GIS・GPSシステム等)	1/2以内

附則（平成30年4月1日付け29生畜第2444号）

- 1 この通知による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。